

唐代の「夜市」

漢文学教室 塩 見 邦 彦

序

宋・孟元老の『東京夢華録』巻二「州橋夜市」の條を始めとして、『東京夢華録』には更に三例、『都城紀勝』に二例、『西湖老人繁勝録』に二例、『夢梁録』に六例等⁽¹⁾と、宋代の都市記録類には「夜市」(夜中店よるじゆうを開けている商店)という言葉が頻出する。これは、宋代に入って商業都市が急速に発達したことを物語る一つの現象といえるものである。所が、唐代では市制及び坊制の厳格な遵守によって、市民の夜間の外出は禁止されていた。中唐以降、市制及び坊制が崩壊しはじめると、この夜間営業の商店が出現し、そのことが唐代商業の発展をもうながすことにもなったと考えられる。従来、この「夜市」については、いくつかの論考が発表され⁽²⁾、中唐頃まで資料的に遡ることに異議はない。しかし、具体的にそれがどの地方で、又中唐の何年頃現われ始めたかということについての論究はなされていないといってよい。この小論は、唐代の文献、特に唐詩の中に現われる「夜市」及び「夜市」を詠ったと考えられる詩を中心として、唐代のどの地方で「夜市」が開かれていったのかを時代的に検証してみようと思うものである。

まず、唐代の「夜市」そのものの考察に入る前に、唐代における市制及び坊制を簡単に見ておこう。「市」と呼ばれる地域は、いわば商業地域であり、例えば以下の様な記事がそれを証明している。古くは、

包犧氏没，神農氏作，(中略) 日中爲市，各得其所，蓋取諸噬嗑。 (『易』繫辭下)

とあるように、日中に市場が開かれたことがうかがえる。そしてそれが唐代になると、

貞観十年(636)十二月，馬周奏，請街置鼓，罷傳呼。 (『唐會要』卷七十一)

先是，京城諸街，每至晨暮，遣人傳呼以警衆，周遂奏諸街置鼓，每繫以警衆，令罷傳呼，時人便之，太宗益加賞勞。 (『舊唐書』卷七十四，馬周傳)

とあるように、人に傳呼させていたものを、馬周が街々に鼓を置き、門の開閉を撃って知らせたので、当時の人々は大変便利だとしたことが記されている。しかし、これも景龍元年(707)になると、

日没の七刻(約一時間半)前⁽³⁾には鉦を鳴らして市を散会するようにさせ、日没と同時に諸門が閉じられたことは、以下の文がそれを証している。

景龍元年(707)十一月勅、諸非州縣之所、不得置市、其市當以午時擊鼓二百下、⁽⁴⁾而衆大會、日入前七刻、擊鉦三百下、散、其州縣領務少處、不欲設鉦鼓、聽之、車駕行幸處、即於頓側立市。
(下略) (『唐會要』卷八十六、「市」)

故事、建福・望仙等門、昏而閉、五更而啓、與諸坊門同時。 (『舊唐書』卷十四、憲宗紀)

上記『唐會要』の記事と『舊唐書』の記事の間には、約百年程の隔たりがあるが、憲宗が即位した頃(806)までは上記の規定が基本的に守られていたとみて間違いなかろう。また、大都長安には東市・西市という皇城に向って左右対称に、広大な経済区域が存在した。近年の発掘調査によると、東市は南北約一千メートル、東西九二四メートル、市内の街路の幅約三十メートルといった広大なもので、西市は東市に比べてやや大きく、南北一千三十メートル、東西九二七メートル、しかし街路の幅は十六メートルといった長方形をしていたことが判明した⁽⁵⁾。この東市・西市の内部を井字形に道路で区切り、中央に管理機構の役所を置き、市壁に沿って邸店(旅館及び倉庫)が並び、その内側に商店が置かれたと考えられている⁽⁶⁾。それ故、この東西両市の市門も「五更にして啓」(『舊唐書』)いたと考えられる。勿論、この東西両市のみが市民の経済生活を支えた訳ではなく、各坊内にもさまざまな商店が存在したことは、唐代の小説や記録類に散見する⁽⁷⁾。この東西両市については、宋の宋敏求『長安志』卷八「東市」の条に言う如く、次の様なものであった。

東西南北、各六百歩、四面各開一門、定四面街各廣百歩、(中略)市内貨財二百二十行、四面立邸、四方珍奇、皆所集積。
(『長安志』卷八)

市内店肆、如東市之制。 (『長安志』卷十、西市の条)

上記の文章の内、「一門」は「二門」に、「二百二十行」は「一百二十行」の表記上の誤りであるとするものもあるが⁽⁸⁾、いま、それはさておき、この「行」は同業組合(ギルド)を指して言うらしく、又それが集中している街をも指して言うようである。これらは東市の肉行・鉄行、西市の太衣行・鞞轡行・秤行・絹行・麩行・薬行といったものが挙げられ⁽⁹⁾、天宝・貞元年間(742~804)に属すとされる。そして、この様な市が恐らく地方都市にも存在したことがうかがわれ、それもかなり厳しい門限制度の中での「市」であったと考えられる。

「坊」については『事物紀原』卷八「坊」で触れる如く、

蘇鶚演義曰、坊、方也、言人所在里為方。方、正也、又方類也。……則坊名漢有也。

とあるように、既に漢代より存在したことが知られるが、唐代では坊の周囲に牆がめぐらされ、特殊な地位にある人物のみが、牆をうがって大街に私門を開くことが許されたことは、『唐會要』卷八十六、貞元四年(788)二月の勅に言われる通りである⁽¹⁰⁾。又『唐律疏議』卷八「衛禁」の条に、

越官府廨垣及坊市垣籬者，杖七十。侵壊者，亦如之。疏議曰，官府者，百司之稱。所居之處，皆有廨垣。坊市者，謂京城及諸州，縣等坊市。其廨院或垣或籬，輒越過者，各杖七十。侵，謂侵地。壊，謂壊城及廨宇垣籬。亦各同罪，故云亦如之。

とあって、地方の州や縣の坊市においても、垣を越える者は厳しく罰せられたことが判る。

所が、中唐(766~835)以降になると、上記の如き「市坊」制は崩壊しはじめ、各都市に「夜市」とよばれる夜間営業の商店が出現しはじめる。例えば、開成五年(840)十二月の勅によると、

京[○]夜[○]市、宜令禁斷。

(『唐會要』卷八十六)

とあるように、既に開成五年頃には、長安においても「夜市」と呼ばれる夜間営業店が出現していたことをこの勅は物語っている。当然、このような現象は中晩唐詩人達にとって格好の題材となり得た。かなりの数の詩人たちが、この「夜市」を詩の中に詠んでいる。次節でその具体的な「夜市」をみてみよう。

唐詩の中で「夜市」という言葉を、最初に詠んだ用例として挙げうるものは、次の岑參(715~769)⁽¹¹⁾の詩である。

渡口欲黄昏	渡 ^{わた} 口は黄昏ならんとし
歸人爭渡喧	歸人 渡を争 ^{かま} いで喧し
近鐘清野寺	近鐘は野寺に清く
遠火點江村	遠火は江村に点 ^つ ず
見雁思鄉信	雁を見ては郷信を思い
聞猿積淚痕	猿を聞きては淚痕を積む
孤舟萬里外	孤舟 万里の外
秋月不堪論	秋月 論ずるにたえず

(岑參 巴南舟中夜市)

上の詩の頷聯(三・四句)は巴南(現在の四川省南部)地方の、或る渡し場での風景を詠ったもので、耳に聴く地方の寺の鐘の音と、目に入った夕暮時の定期市での赤々と燃える燈火とが対をなして、我々に一地方の夕暮時のにぎわいを目の当りに描かせてくれる。

この詩は、『岑參集校注』(1981年刊)に附す「岑參年譜」によると、岑參が巴南に滞在したのは大曆元年(766)七月から四年(769)までのこととしているところから、恐らく大曆三年から四年の初め頃の作と推定される。『校注』本では「大曆三年(768)七月東歸途中作」と指摘している。この詩が詠っているのは一地方の、しかも四川南部の川沿いの田舎町のにぎわいであり、比較的大きな地方都市の「夜市」ではないし、むしろ定期的に開かれた市である。まず、岑參が「夜市」という言葉で描こうとした世界は郷村の定期市であることを確認した上で、しかし、後に「夜市」を準備するものではなからうかと我々に推測させるに足る内容をも包摂していることに注目したい。次の詩は、まぎれもない八世紀末の「夜市」を詠ったものである。

.....
 並襪湖上遊 襪を並べて湖上に遊び
 連櫓月中泊 櫓を連ねて月中に泊る
 沿溜入閨門 溜はやせに沿って閨門かまびすに入れば
 千燈夜市喧 千燈 夜市 喧し
 喜逢鄰舍伴 喜びて逢う鄰舎ふるさとの伴
 遙語問鄉園 逸かに語り郷園を問う

(盧綸 送吉中孚校書歸楚州舊山)

この詩は、大曆十才子の一人盧綸が、友人吉中孚が楚州に帰るのを見送った時の詩である。王達津『唐詩叢考』（1986年刊）中の「盧綸生平系詩」によれば、上元元年（760）盧綸二十三歳の時、吉中孚と唱和した作品が存在したであろうとした上で、貞元四年（788）に吉中孚が亡くなったことを記す。つまり、上記盧綸の詩の製作年代をいつと決めることは難しいが、王達津の説によるならば、760年から788年の間に作られたこととなり、恐らく大曆年間（766～779）と見てまず間違いないだろう。とすれば、楚州（現在の清江市附近）では大曆年間頃には「夜市」がにぎやかに開かれていたと言えよう。そのにぎやかなさまは、上記の詩の最後の句「遙かに語る」という語にもよく現われていて、我々が屢々経験する夜店の喧騒の中に、見知った人の顔を認めた時、人々の肩越しに大声で近況を訊ねるさまを思い起させる。

張籍（767～829）も「夜市」を詠った詩人である。最初の詩は象州（現在の象州市附近）の、もう一首は鎮南海（現在の広州市）での「夜市」を詠ったものである。

行路雨修修 行路 雨 修修
 青山盡海頭 青山 海の頭ほどりに尽く
 天涯人去遠 天涯に人去りて遠く
 嶺北水空流 嶺北に水空しく流る
 夜市連銅柱 夜市 銅柱に連なり
 巢居属象州 巢居 象州もに属す
 來時舊相識 來る時は旧と相識るも
 誰向日南游 誰か日南に向いて游ばん

(張籍 送南客)

.....
 蠻聲喧夜市 蠻声は夜市かまびすに喧しく
 海色浸潮臺 海色 潮台を浸す
 畫角天邊月 画角 天辺の月
 寒關嶺上梅 寒関 嶺上の梅
 共知公望重 共に知る公望の重きを
 多是隔年廻 多くはこれ隔年に廻るを

(張籍 送鄭尚書出鎮南海)

羅聯添「張籍年譜」（『大陸雜誌』第二十五卷第四期～第六期）によると、「送南客」詩はその製作年代を記さないが、「送鄭尚書出鎮南海」詩については、彼五十八歳、つまり823年の作とする。又

韓愈の詩にも「送鄭尚書赴南海」があり、宋・呂大防編「韓吏部文公年譜」及び闕名編「昌黎先生年譜」共に、それを長慶三年(823)の作としている所からも、この詩は823年に長安で作られた詩と確認することができる。張籍・韓愈両詩に現われる鄭尚書とは、鄭權という人物で、長慶三年四月、嶺南節度使に任ぜられた。この詩は鄭權が長安を離れるに際し、別れの宴を開いた時の詩といえることができる。張籍には別に「送鄭尚書赴廣州」詩も存在する。

王建(?~?)は、その生卒年が不明の詩人であるが、聞一多「唐詩大系」によれば、張籍と同じ大暦三年(768)から大和四年(830?)とし、又近人譚優学の「王建行年考」(西南師範学院学報, 1983-4)では大暦元年(766)から大和六年(832)よりも後であろうとするが、いずれにしても九世紀前半まで生きた詩人といえることができる。その王建にも次の様な詩がある。

三軍江口擁雙旌	三軍の江口 双旌を擁し	
虎帳長開自教兵	虎帳長へに開き 自ら兵を教う	
機鎖悪徒狂寇盡	機は悪徒を鎖し 狂寇尽き	
恩驅老将壯心生	恩は老将を驅って 壯心生ぜしむ	
水門向晚茶商鬧	水門は晩に向って 茶商 <small>にぎ</small> わい	
橋市通宵酒客行	橋市は宵 <small>よる</small> を通して 酒客行く	
秋日梁王池閣好	秋日 梁王 池閣好く	
新歌散入管絃聲	新歌散入す 管絃の聲	(王建 寄汴州令狐相)

この詩は汴州、つまり現在の開封附近の「夜市」を詠ったもので、後半の四句にそのにぎわいのさま(夕晩れ時の茶商のにぎわい・夜中酒客の行き交うさま・どこからともなく聞える管絃の音等)があます所なく描かれている。この詩もいつ製作されたかは不明であるが、長田氏「王建詩伝繫年筆記」²⁾によれば、王建が秘書丞になったのは長慶元年(821)前後と推定され、汴州へ行き、揚州に足を延ばしたのは、秘書丞から太常寺丞となった以後とされていることから判断して、少なくとも彼の晩年に近い頃ではないかと考えられる。前掲「王建行年考」によれば、この詩は826年、王建61歳の時の作とする。とすれば、820~830年頃には汴州でも「夜市」がかなりのにぎわいを見せていたと言えらる。

唐代は水陸交通が特に発達した時代であるが、中晩唐期になると社会情勢の変化に伴い、人々の往来も頻繁となり、特に科挙を受験するために都・長安へは勿論のこと、各地方都市へ出向く機会が多かった知識人層は、旅行と共に親友を訪ねるという機会をも多く持った。或る調査によれば、全国の駅(宿場)は1639ヶ所、その内、陸路に設けられた駅は1297ヶ所、水路の駅は260ヶ所、水陸両方を兼ねた駅86ヶ所¹³⁾と、そこを往来する知識人にとって、宿場町のにぎわいや「夜市」は、詩を作る格好の題材となり得たと考えられる。当然、これらの宿場町や渡し場を中心に、比較的大きな都市へと発展していったであろうし、盛り場が設けられ、そこに集う人々のにぎわいの中に、長安ではまだ見られなかった「夜市」を、詩人たちは一種の解放感と共に興味深く見たであろうことは想像に難くない。例えば、杜牧(803~853)の有名な詩「秦淮に泊す」からもそのことをうかがうことができる。この詩の製作年代をいつと決めることは難しいが、繆絨『杜牧詩選』に附す「杜牧行年簡譜」によれば、大和八年(834)牧三十一歳の時¹⁴⁾淮南節度府掌書記となったとされている所から推測して、恐らくこの頃の作と看做しても大差なからう。

煙籠寒水月籠沙	煙は寒水を籠め 月は沙を籠む	
夜泊秦淮近酒家	夜 秦淮に泊するに酒家に近し	
商女不知亡國恨	商女は知らず 亡国の恨を	
隔江猶唱後庭花	江を隔てて猶お唱う後庭花	(杜牧 泊秦淮)

次の李紳(772~846)の詩も「夜市」を詠うものであるが、その詩題からも判明するように、揚州の「夜市」を詠うものである。卞考萱の「李紳年譜」では、彼の生卒年を大暦七年(772)から乾符二年(846)としていて、⁽¹⁵⁾この詩自体の製作年代は不明ながら、九世紀前半には揚州でも「夜市」が開かれ、地方都市として急速な発展をとげていたであろうことは容易に想像される所である。

江横渡闊烟波晚	江横たわり渡闊く 烟波の晩	
潮過金陵落葉秋	潮は金陵を過ぐ 落葉の秋	
嘹唳塞鴻經楚澤	嘹唳たり塞鴻 楚沢を経	
淺深紅樹見揚州	淺深の紅樹 揚州に見ゆ	
夜橋燈火連星漢	夜橋の燈火 星漢に連なり	
水郭帆檣近斗牛	水郭の帆檣 斗牛に近し	
今日市朝風俗變	今日の市朝 風俗変り	
不須開口問迷樓	口を開くを須たず 迷樓を問う	(李紳 宿揚州)

又同じ揚州の「夜市」を詠った王建の詩も、その頃の作とみてまず間違いないものである。⁽¹⁶⁾

夜市千燈照碧雲	夜市の千燈 碧雲を照らし	
高樓紅袖客紛紛	高樓の紅袖 客紛紛	
如今不似時平日	今は似ず 時平の日	
猶自笙歌微曉聞	猶自 笙歌 微かに曉に聞くを	(王建 夜看揚州市)

この揚州は、当時かなり繁盛した都市として、他の詩人にも次のように詠われている。

十里長街市井連	十里の長街 市井連なり	
月明橋上看神仙	月明るく 橋上に神仙を見る	
人生只合揚州死	人生は只だ合に揚州にて死すべし	
禪智山光好暮田	禪智の山光 暮田に好し	(張祜 縱遊淮南)

晩唐の詩人・李商隱(813~858)にも「夜市」を詠う詩が存在する。

楚絲微覺竹枝高	楚絲 微かに覺ゆ 竹枝高く
半曲新辭寫縣紙	半曲の新辭 縣紙に写く
巴西夜市紅守宮	巴西の夜市 紅守宮
後房點臂斑斑紅	後房の点臂 斑斑紅

隄南渴雁自飛久 隄南の渴雁 自ら飛ぶこと久しく
 蘆花一夜吹西風 蘆花 一夜 西風に吹かる

.....

(李商隱 河陽詩)

張采田『玉谿生年譜會箋』によると、この詩は開成五年(840)、李商隱二十九歳の時の作とする。とすれば、巴西(四州省西部)の「夜市」もこの頃盛んであったことがうかがえる。そして、この頃になると長安でも「夜市」を禁ず勅が出ていることは既に見た。しかし地方の比較的大きな都市に於ては、むしろ暗々裏に認められていったらしい。以下の詩は、蘇州や杭州といった、産物の集積する都市の「夜市」を詠ったものである。

君到姑蘇見 君 姑蘇に到りて見れば
 人家盡枕河 人家 尽く河を枕とす
 古宮閒地少 古家には閒地少なく
 水港小橋多 水港には小橋多し
 夜市賣菱藕 夜市には菱・藕を売り
 春船載綺羅 春船には綺・羅を載す
 遙知未眠月 遙かに知る 未だ月に眠らざるも
 郷思在漁歌 郷思は漁歌にありと

(杜荀鶴 送人游吳)

去越從吳過 越を去り吳より過ぎれば
 吳疆與越連 吳の疆は越と連なる
 有園多種橘 園には多く橘を種うる有り
 無水不生蓮 水には蓮の生ぜざるは無し
 夜市橋邊火 夜市 橋辺の火
 春風寺外船 春風 寺外の船
 此中偏重客 此中に偏重の客
 君去必經年 君去れば必ず年を経ん

(杜荀鶴 送友遊吳越)

杜荀鶴(846~907)の生涯については、現在でもなお不明な点が多く、従って上記の二詩も何年に製作されたかを決定することは困難である。ただ、最近の研究⁽¹⁷⁾によれば、三十歳位まで長安にいたものの、それ以後は福建・江西・江蘇・浙江等の地方を渡り歩いたらしく、その頃の作とみるならば、少なくとも876年以降の詩ということになるうか。

更に他の晩唐詩人・羅隱(833~909)・鄭谷(842~910?)といった詩人によっても、以下のような地方都市の「夜市」が詠われている。

冷煙輕澹傍衰叢 冷煙 輕澹 衰叢に傍い
 此夕秦淮駐斷蓬 此の夕 秦淮 斷蓬に駐す
 棲雁遠驚沽酒火 棲雁は遠く沽酒の火に驚ろき
 亂鴉高避落帆風 亂鴉は高く落帆の風を避く

.....

(羅隱 金陵夜泊)

.....
 江春鋪網闊 江春にして網を鋪^{つら}ねて闊く
 市晩鬻蔬遲 市晩るるも蔬を鬻^{ひき}ぎて遅し
 子美猶如此 子美は猶お此くの如きも
 翻然不敢悲 翻然として敢えて悲しまず (鄭谷 峽中寓止二首・其一)

.....
 夜船歸草市 夜船は草市に帰り
 春歩上茶山 春歩 茶山に上る
 寨將來相問 寨将来りて相い問うも
 兒童競啓關 兒童は競いて関を啓く (鄭谷 峽中寓止二首・其二)

いずれの詩も880~890年頃⁽¹⁸⁾の地方都市の「夜市」の様子を詠ったものであり、この頃には逆に長安での「夜市」が、各地方都市へと波及していったと考えられる。更に『全唐詩』中には「夜市」を詠ったと思われる詩句がいくつか存在する。いずれの詩句も製作年代は不明ながら、以下の如くである。

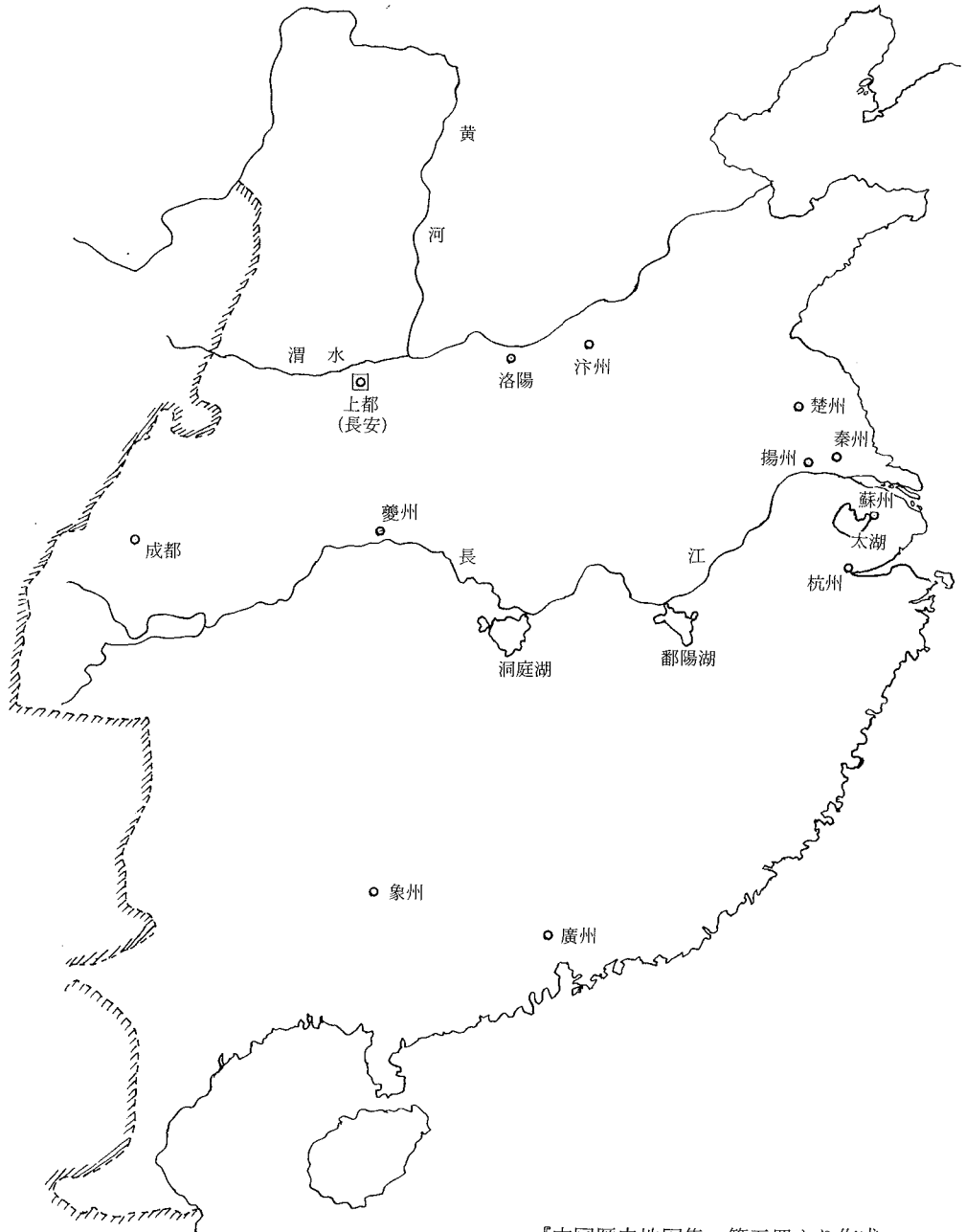
夜火連淮市 夜火 淮市に連なり
 春風滿客帆 春風 客の帆を滿たす (閻丘曉 夜渡江)

春橋垂酒幔 春橋に酒の幔 垂れ
 夜柵集茶檣 夜柵に茶の檣 集う (杜牧 句)

娼樓兩岸臨水柵 娼樓の兩岸は水柵に臨み
 夜唱竹枝留北客 夜 竹枝を唱いて北客を留む (張籍 江南行)

以上、『全唐詩』中の詩に拠りつゝ、「夜市」が詠われた時代と地域を見てきたが、諸詩の例から地方の諸都市の「夜市」は、年代的に最も早いもので大暦年間(766~779)の盧綸の詩であることが判明した。又それ以後、各詩人の詩が八世紀後半から九世紀後半にかけて作詩されたものであることも見た。しかも、地図を見ても判るように、南方の諸都市・蜀(四川)周辺・江蘇・浙江周辺に限られていて、わずかに汴州(現在の開封市附近)が、長安・洛陽に比較的近い都市と言えよう。つまり、このことは市坊制の崩壊が、まず当時の中央政権の力の及ばない地方から始まっていたことを側面的に示すものである。そのことが、次の宋代商業都市の中心となる南方諸都市の発展を準備したことを併せて考慮に入れるならば、唐代の詩人たちが詩中に「夜市」を詠みこんだことは、はからずも「夜市」が宋代商業都市へと展開していった一つの側面の証明となっていたと言えよう。「夜市」は従来言われてきたように、漠然と「中唐」という時代に現われたのではなく、盛唐の末期・中唐初期にまで遡ることができ⁽¹⁹⁾又それは主として南方や蜀の地方都市から徐々に中央(長安・洛陽)へと波及していった様子を見た。そのことは上述の唐詩人の詩によって明確になり得たと思われる。

唐代元和方鎮図



『中国歴史地図集』第五冊より作成

註

- (1) 『東京夢華録夢梁録等語彙索引』（梅原郁編 京都大学人文科学研究所 1979年刊）による。
- (2) 加藤繁『支那經濟史考証』上巻「宋代に於ける都市の発達について」、佐藤武敏『長安』III「唐の長安」(6)市場の開閉の規定、日野開三郎『唐代邸店の研究』四、VIIの「参考 夜市」、張郃『唐代的夜市』（『中華文史論叢』1983年第一輯）等。
- (3) 計算によれば、正確には一時間四十分四十八秒前ということになるが、一刻を十四分二十四秒としての計算である。或いは思い違いがあるかも知れぬ。この点に関してご教示を乞う。
- (4) 『唐會要』は「二百」とするが、『大唐六典』卷之二十では「凡市以日午、擊鼓三百聲、而衆以會、日入前七刻、擊鉦三百聲、而衆以散」とあり、いずれとも決めかねるが、或いは「三百」の方が妥当かも知れない。
- (5) 『唐代長安城考古記略』（『考古』1963年11期）及び『唐長安城西遺址発掘』（『考古』1961年5期）等。
- (6) 佐藤武敏『長安』III「唐の長安」長安の邸店、日野開三郎『唐代邸店の研究』四「州県城邑の邸店」II城市の内部構成と邸店肆舗等。
- (7) 金銀珠玉を売る店については『太平廣記』卷八十四「王居士」の条。畢羅店については『太平廣記』卷二七八「國子監明經」の条。繒を販売する店については『太平廣記』卷四八六「無雙傳」の条。胡餅店については『任氏傳』、綵緞舖については『北里志』王團兒の条、草剝薑果の類を売る店については『北里志』張往往の条等を参照のこと。詳しくは妹尾達彦『唐代長安の盛り場』（上）（『史流』第27号、1986年3月、北海道教育大学史学会）。
- (8) 加藤繁『支那經濟史考証』上巻「宋代に於ける都市の発達について」。
- (9) 佐藤武敏『長安』III「唐の長安」長安の行、妹尾達彦『唐代長安の盛り場』（上）等。
- (10) 貞元四年二月勅、京城内莊宅使界諸街坊牆、有破壊、宜令取兩稅錢和雇工匠修築、不得科斂民戸。又大和五年七月左右巡使の上奏文にも、非三品己上、及坊内三絶、不会輒向街開門とある。
- (11) 聞一多『岑嘉州繫年考証』（『聞一多全集』丙集）では、彼の生卒年を715~770とするが、近人陳鐵・侯忠義校注の『岑參集校注』（上海古籍出版社・1981年刊）に附する年譜では715~769とするので、今それに従う。
- (12) 神戸外大論叢12巻3号・1961年。
- (13) 陳正祥『詩的地理』（商務印書館・1978年刊）参照。
- (14) 倉石武四郎『杜樊川年譜』（『支那學』第3巻第11号・1925年）でも、杜牧三十一歳の時とするが、年号は大和七年のこととする。
- (15) 『中國歷代年譜見録』（書目文獻出版社・1980年刊）の李紳の条による。なお、姜亮夫『歷代名人年里碑傳總表』では?~846とし、吳海林・李延沛編『中國歷史人物生卒年表』では780~846とする。
- (16) 譚優學『王建行年考』及び長田夏樹『王建詩伝繫年筆記』参照。
- (17) 『中國歷代著名文学家評伝』第二巻〈隋唐五代〉（山東教育出版社・1983年刊）中の「杜荀鶴」の条による。
- (18) 羅隱の詩は、彼が錢鏐と会い（887年頃）、錢鏐が鎮海軍を杭州に従した（898年）間の作詩と考えられ、鄭谷の詩は王達津『唐詩叢考』中の「鄭谷生平系詩」によれば、景福二年（893）の作とする。
- (19) 『唐代邸店の研究』四・VII参考の「夜市」では、日野氏は加藤繁説を批判して、国初から「夜市」が開かれていたと推察されているが、まず、そこに挙がる例文の内、全唐詩中の詩例はほぼ本論でとり挙げたものであり、又小説の『任氏傳』は、作者沈既濟が代宗（762~779在位）朝から徳宗（780~840在位）朝に活躍した人物であること。『続玄怪録』は、作者李諒（復言）が開成五年（840）の進士であることが明らかにされ（程千帆『唐代進士行卷與文學』85頁）、従来の貞元十六年（800）の進士だとする説（錢大昕『十駕齋養新録』卷二十、李諒）と大きくくい違っている。が貞元十六年説をふまえたとしても、大曆十才子が活躍した大曆年間（766~779）よりも後ということになる。『唐語林』に出ている王式は『登科考記』によれば、大和二年（828）の進士であり、『酉陽雜俎』の引用記事はその年代を定め難い。日野氏は「夜市は夜間営業であっても、夜間営業即夜市であったのではない。市は舗の集った所を指すが、一個の舗を市とはいわないのであるから、夜市は夜間営業の舗店が多数集っている所でなければならぬ」（584頁）と言われるが、坊内で多くの店が夜間営業をして始めて夜市と言えるのであって、上記の単独の夜間営業の記事が、その証明にならぬ

ことは言うまでもなからう。それ故、『長安志』巻八、崇仁坊の条を挙げた上、「崇仁坊の如き夜の大きな盛り場をもった坊が確認せられるということは、それより以前、早くから坊内の夜市が生れており、況んや城市内の夜市は更に早く、恐らく国初から開かれていたことを推察せしめるに足る」(584頁)と決論づけられているのにも、はなはだ疑問を感じる。本論で見えてきたように、唐代の「夜市」は地方諸都市で暗々裏に認められてゆき、その影響や安史の乱の長安の混乱の中から長安城内にまで波及したとみるべきで(あれ程「夜市」を詠うことに熱心な唐代の詩人たちが、地方の「夜市」は詠っても長安の「夜市」を一首も詠っていないことにも注目すべきである)、その結果、開成五年(840)の禁勅となったと見るのが妥当ではなからうか。

(昭和63年4月20日受理)

